

送付先・住所 変更届出書 (□新規 □変更 □抹消)

白石市長 殿

年 月 日

届出人 住 所

氏 名

<希望業務> 該当箇所に☑してください。

☐ 市・県民税	☐ 軽自動車税	☐ 固定資産税・都市計画税 (☐ 共有あり ☐ 共有なし)
☐ 国民健康保険税	☐ 介護保険料	☐ 後期高齢者医療保険料 (☐ 推進課確認)

上記業務に関する通知書又は文書等について、次の住所あてに送付されるよう届出します。

<納税 (付) 義務者> 該当箇所に☑してください。

ふりがな			☐ 明治	
氏 名		生年月日	☐ 大正	年 月 日
			☐ 昭和	
			☐ 平成	
☐ 送付先変更	旧	〒 ー 電話番号		
	宛名	納税 (付) 義務者との続柄 ()		
☐ 住所変更	新	〒 ー 電話番号		
	宛名	納税 (付) 義務者との続柄 ()		
<変更理由> ☐ 住所が異動したため (市外に住所がある場合のみ。) ☐ その他 ()				

- 【ご注意】
- ・ 送付先変更届出を提出しても、納税 (付) 義務者の住所は変更されません。
 - ・ 住所変更届出は、納税義務者の住所が白石市外にある場合に提出してください。課税台帳に登録されている住所を変更します。
 - ・ 登記簿 (土地・家屋を所有している方) に記載されている住所の変更は、法務局への申請が必要です。
 - ・ 軽二輪、軽三輪、軽四輪自動車に係る住所の変更は、軽自動車協会への手続きが必要です。
 - ・ 二輪小型自動車に係る住所の変更は、東北運輸局宮城運輸支局への手続きが必要です。
 - ・ 納税 (付) に関する通知書以外の書類 (保険証など) の送付先は変更されませんのでご注意ください。
- ===== 白石市処理欄 =====

◆受付者記入欄◆

個人CD		備考	
受付方法	来庁 ・ 電話 ・ 郵送		

◆決裁欄◆

課長	課長補佐	国保	後期	介護	市民	軽自	固定	収納	受付

※各担当係で決裁後、原本は収納管理室へ提出してください。